

同志社大学嘱託講師規程

2015年6月27日

制定

2018年4月1日

改正

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）（以下「法」という。）の第5条第2項の規定に基づき、同志社大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する教員のうち、嘱託講師に関する事項について定める。

(定義)

第2条 嘱託講師とは、法第4条第1項第1号の規定に基づき、本学の教育研究の充実のために必要に応じて教授することを委嘱する教員をいう。

(委嘱)

第3条 嘱託講師の委嘱は、各学部及び研究科においては教授会又は研究科委員会、全学共通教養教育センターにおいては教務主任会議、免許資格課程センターにおいては教員会議、日本語・日本文化教育センター、国際教育インスティテュート、グローバル教育センター及び高等研究教育機構においては委員会の審議を経て、年度ごとに行う。

2 嘱託講師への委嘱期間は、1年以内の期間をもって定め、年度を越えないものとする。

3 嘱託講師の委嘱開始日は、原則として学年の始め又は学期の始めとする。

4 嘱託講師は、委嘱する年度の4月1日現在満70歳未満でなければならない。

5 前4項により委嘱され、有期雇用契約を締結する嘱託講師の職名については、「嘱託講師（有期）」とする。

(雇用契約)

第4条 嘱託講師の委嘱に際しては、別に定める文書により、雇用契約を交わすものとする。

(契約の更新)

第5条 前条の契約については、更新することができる。ただし、契約期間は、過去に学校法人同志社との間で締結された有期労働契約の契約期間（労働契約法第18条第2項及び法第7条第2項の規定の適用を受ける契約期間を除く。）があった場合、その契約期間を含め、通算して10年を超えることはできないものとする。

2 雇用契約を更新するにあたっては、次の事項を総合的に勘案する。

(1) 各学部・研究科等の定める授業実施・運営計画

(2) 次年度における授業科目の開講状況及び受講者数の見通し

(3) 当該嘱託講師の勤務状況及び態度

(4) 当該嘱託講師の能力及び適性

3 本学は、雇用契約を更新する場合に嘱託講師の授業担当時間数を増減することがある。

4 嘱託講師の担当する科目について、履修登録の結果、登録者がいない場合、嘱託講師との

契約は終了する。

5 2016年3月31日までに嘱託講師の雇用契約がある者を継続して契約更新する場合は、第1項ただし書は適用しない。

(無期雇用契約への転換)

第6条 前条第5項に該当する者で、学校法人同志社との間で締結された有期労働契約の契約期間(2013年3月31日以前の契約期間、並びに労働契約法第18条第2項及び法第7条第2項の規定の適用を受ける契約期間を除く。)が通算して10年を超える者は、労働契約法に基づき、学長に対し期間の定めのない雇用契約(以下「無期雇用契約」という。)への転換を申し出ることができる。

2 無期雇用契約への転換に関し、必要な事項は別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、嘱託講師に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

2 この規程を改廃した場合は、法第5条第4項の規定に基づき、本学ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。